（様式第１号別紙１）

新居浜市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　愛媛県移住支援事業に係る新居浜市首都圏移住支援事業費補助金に関する報告及び立入調査について、愛媛県及び新居浜市から求められた場合には、それに応じます。

２　次のいずれかに該当した場合には、新居浜市首都圏移住支援事業費補助金交付要綱第１１条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。なお、新居浜市が指定する期日までに返還がなされない場合は、新居浜市が関係行政機関及び関係金融機関等に対し、私の所得、財産等の調査を実施することに同意します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に新居浜市から転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に新居浜市から転出した場合：半額

（４）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額